

平成29年 第7回総会・会議録

1. 日 時 平成29年12月8日(金) 午前10時～10時40分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (17名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	6番 大迫 正勝	7番 大川 國保
8番 村上 護	9番 椰野 保博	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 繁道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	19番 中村 治雄	

農地利用最適化推進委員 (13名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
26番 尾上 進	27番 村田 安行	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄
33番 寺岡 朝治		

4. 欠席委員 (3名)

5番 永津 てるみ	18番 尾倉 加三	28番 平尾 長正
-----------	-----------	-----------

5. 事務局・出席職員 (5名)

事務局長 森元 義男	係 長 橋本 浩司
主 査 奥 浩二	主 査 武智 良枝
主 任 泉 弘明	

6. 報告事項

報告第22号 使用貸借権の解約について	1件
報告第23号 許可又は受理の取消願について	1件
報告第24号 非農地証明願について	2件

報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	1 件
報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	8 件
報告第 27 号 農地改良届について	1 件

7. 議案及び結果

議案第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	3 件
議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定 について	24 件

事務局長

おはようございます。定刻になりましたので、平成 29 年第 7 回東部農業委員会総会を開催したいと思います。ただ今の出席状況は、33 名中 30 名で 3 名のご欠席でございます。十分定足数には達しておりますことをご報告いたします。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等にお願ひいたします。

それでは以降の進行を、井手尾会長、よろしくお願ひいたします。

議長

おはようございます。ただ今より第 7 回総会を開会いたします。農地関係の議案について、報告第 22 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 7 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

平成 29 年 12 月 8 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 22 号 使用貸借権の解約について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご報告いたします。

報告第 23 号 許可又は受理の取消願について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご報告いたします。

報告第 24 号 非農地証明願について

<第1,2項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2件ご報告いたします。

報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1件ご報告いたします。

報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

<第1～8項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、8件ご報告いたします。

報告第27号 農地改良届について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1件ご報告いたします

議長

ただ今、報告第22号から27号まで報告がありましたが、本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第27号「農地法第18条第6項の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3件ご審議お願いいたします。

議長

ただいまの説明等に関して何かご意見ご質問等ございますか
(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第27号につきましては、受理することにいたします。

続きまして議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2件ご審議お願いいたします。

議長

それでは、第1項につきましては、小倉南区長野地区担当 大迫委員

より説明をお願いします。

大迫委員 ここに書いているとおりでありまして、特に問題はないかと思われま
す。ご審議よろしくをお願いします。

議長 続いて第2項について、小倉南区大字合馬地区担当 中村治雄委員、説
明をお願いします。

中村委員 本人とも会っておりまして、農地として利用したいということで、特に
問題ないと思います。
ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議は無いようですので、議案第28号につきましては、許可と決定いた
します。
続きまして議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について
<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3件ご審議お願いいたします。

議長 今月担当の第1調査委員会、中村調査長からご報告をお願いします。

中村委員 先程行われました第1調査委員会におきまして、調査員のほうからも詳
しい説明がありまして、周辺の農地等の関係も十分考慮してとのことで問
題はないという結論でございましたので、総会にご報告いたします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご意見ご質問等はございませんか。

古海委員 第29号3項についてです、全部で2町2反367㎡の、市街化調整区域で
の駐車場、資材置場ということですが、土地区画整理準備組合とは何かを
聞きたいです。そして、市と県と国がどう関わっているか知りたいです。
誰か説明できる人いませんか。

農地担当係長 事務局のほうから、今まで伺っております情報を申し上げます。北九州
市長野津田土地区画整理事業についてでございますが、この事業は平成29

年度から 36 年度を予定しております区画整理事業になります。事業目的は総合的な広域物流拠点の形成ということで、事業地内は物流及び製造加工施設などの事業用地として、整備する予定と聞いております。事業区域は今回申請の転用区域を含めましたところの 26.1ha、そのうち農地は 21.4ha でございます。

現在、副市長を本部長としまして、市の経済産業局及び建築都市局の担当局部課長を構成員としますプロジェクト本部を市行政内に設置して、同事業の推進に対応しているというところでございます。今後はこの辺一帯の農地に関しましては九州農政局とも話を進めながら、土地区画事業の推進にかかっていると伺っております。

議長

よろしいですか。

古海委員

目的は大体わかりましたが、急に県がいい返事をしてきたと聞いています。何か付度があったのでしょうか、何か利権が絡んでいるのでしょうか。昔の辞めた市会議員や現職も絡んでいるという、巷の噂があります。どこまでどういう事か分かりませんが、巷の噂があるということはあまりよろしくないと思います。そういうケース、しかも調整区域を許可していくと、なし崩しにならないかと心配です。賛成しかねるのですが。

農地担当係長

事業認可に関する内容は、農業委員会の管轄から外れるため、農地転用についてご説明させていただきます。今回私どもが受理した案件は、小倉東インターチェンジの起点となります入口から概ね 300m 以内にあり、3 種農地に該当いたします。こちらについては原則転用許可できる農地となります。全体的に言いますと長野本町の一帯は第 1 種農地で 10ha を超えるような広大な集団農地ということになりますけれども、今回申請が出ているところは、3 種農地ということで許可できる範囲内の土地です。目的も無蓋の駐車場、資材置場で問題もないであろうということで、今回意見を付して県のほうに進達させていただくため議案となったところでございます。

議長

よろしいですか。では、奥野委員どうぞ。

奥野委員

同じ質問でしたので、もう今の説明で分かりました。全部ではありませんが、大体こんなものというイメージがわきました。

立岩委員

本部長の副市長とは、今永副市長のことでしょうか。

農地担当係長

今永副市長と聞いております。

立岩委員 個人的に存じていますので、改めて副市長に伺ってみます。なぜかと言いますと、親戚が区域内に4軒含まれていて、私が農業委員会の委員ということで頼りにされ、聞かれることも多いからです。

議長 よろしいでしょうか。他に何かございませんか。
(異議なしの声)

議長 ご異議はないようですので、議案第29号につきましては許可相当と決定いたします。
続きまして議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
<第1～24項について別紙議案書のとおり内容を説明(総括表による一括)>
以上、ご審議お願いいたします。

議長 ただ今の説明に関して、何かご異議ご質問等はありませんか。
(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第30号につきましては、原案どおり決定といたします。
他に何かございませんか。

中村委員 先程の調査会でちょっとお話したように、調査会での議案のないときは調査会を行わない、現地調査の当番表がずっと先まで出ていますが、当番だけで行かなくていいこともある、という解釈でよろしいですか。

農地担当係長 その通りでございまして、現地調査や調査委員会がない場合は、こちらからご連絡差し上げます。

中村委員 ずれてはいかないという事ですね。

農地担当係長 はい。割り振られた調査担当の日程は、固定とお考え下さい。

中村委員 はい。わかりました。

農地担当係長 もちろん、皆さま方にも通知の中に、今回調査委員会は開催されません、

という文章を入れて送っていきたいと思います。

議長

以上をもちまして、本日の事業審議は終わりました。本日の署名委員さん14番古海委員、15番濱中委員です。よろしくお願いいたします。
事務局からの連絡事項をお願いします。

事務局

<平成30年1月26日 福岡県農業委員会研修大会について説明>

<農地斡旋(門司区大字以下伊川1件)について説明>

<平成30年活動記録セット等配布について説明>

事務局長

活動記録簿なのですが、以前の総会で、非常に項目が変わって記入しにくいとご指摘をうけております。その都度、県の農業会議を通じまして全国のほうには、意見を伝えてはいるのですが、今回も前回同様なかなか、農地の貸し借り中心の内容になっております。これは全国一律で、なかなかご意見が通らない部分がございますが、ご不便おかけしますけれども、この用紙、該当項目がない余白部にでも記入していただく等、柔軟にご利用いただければと思います。以上でございます。

議長

他に何かございませんか。

三村委員

ご審議いただきたい点が、1点ございまして、7月から新体制になって農業委員と推進委員と別れてやっているのですが、ここ半年くらいの総会の内容を見ますと、総会議案書を議事をする間、推進委員は何も発言できないような状態でございますので、案といたしまして、総会の内容の式次第の順番を変えていただいて、議事の前に連絡事項を入れていただいてそれが終わった後は議事に入って、推進委員については聴講したい方はする、という事でやったらどうかと思っております。その点についてご審議お願いいたします。

事務局長

今、三村委員のほうからご提案のありましたことは、総会の進行の仕方であったかと思えます。これにつきましては、本日の提案でございますので、実は本日の総会が終了後、運営委員会を開催するようにしております。今のご提案については、まずそこで審議させていただきまして、来年1月もしくは、2月の総会において議案という形で、ご提案させていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

三村委員

よろしくお願いいたします。

議長

そのほかに何か、皆さん方からご質問等ございますか。

ないようですので、これで第7回総会を終了いたします。最後に私から少しだけ申し上げます。来年は正月早々に現地調査もございませし、総会にはそろって出席していただき、新しい1年、体には留意されて農業委員会活動に励んでいただきたい、というお願いでございます。おつかれさまでした。

上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成29年12月8日

議 長 _____

署名委員 14番 _____

署名委員 15番 _____